育児・介護休業等に関する労使協定

株式会社〇〇〇〇と同社従業員代表　　　　　　　　は、育児・介護休業等に関し、次のとおり協定する。

（育児休業の申出を拒むことができる従業員）

第１条　会社は、次の従業員から１歳に満たない子を養育するための育児休業の申出があったときは、その申出を拒むことができるものとする。

1. 入社１年未満の従業員

②　申出の日から１年以内（１歳６か月までの休業、１歳６か月から２歳までの休業の申出の場合は、６か月以内）に雇用関係が終了することが明らかな従業員

③　１週間の所定労働日数が２日以下の従業員

（介護休業の申出を拒むことができる従業員）

第２条　会社は、次の従業員から介護休業の申出があったときは、その申出を拒むことができるものとする。

①　入社１年未満の従業員

②　申出の日から93日以内に雇用関係が終了することが明らかな従業員

③　１週間の所定労働日数が２日以下の従業員

（子の看護休暇、介護休暇の申出を拒むことができる従業員）

第３条　会社は、次の従業員から子の看護休暇又は介護休暇の申出があったときは、その申出を拒むことができるものとする。

①　入社６か月未満の従業員

②　１週間の所定労働日数が２日以下の従業員

（育児・介護のための所定外労働の制限の申出を拒むことができる従業員）

第４条　会社は、次の従業員から所定外労働の制限の申出があったときは、その申出を拒むことができるものとする。

①　入社１年未満の従業員

②　１週間の所定労働日数が２日以下の従業員

（育児短時間勤務、介護短時間勤務の申出を拒むことができる従業員）

第５条　会社は、次の従業員から育児短時間勤務又は介護短時間勤務の申出があったときは、その申出を拒むことができるものとする。

①　入社１年未満の従業員

②　1週間の所定労働日数が２日以下の従業員

（従業員への通知）

第６条　会社は、第１条から第５条までのいずれかの規定により従業員の申出を拒むときは、その旨を従業員に通知するものとする。

（有効期間）

第７条　本協定の有効期間は、令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までとする。ただし、有効期間満了の１か月前までに、会社、従業員いずれからも申出がないときには、更に１年間有効期間を延長するものとし、以降も同様とする。

令和〇年〇月〇日

株式会社〇〇〇〇

 代表取締役　　　　〇　〇　　〇　〇　　　　　㊞

従業員代表　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞